

福井県報

号外第14号
令和6年
3月12日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

訓 令

※福井県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令（一・財産活用課）……………二

（※は県例規集登載事項）

訓 令

福井県訓令第1号

庁中一般

各出先機関

福井県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月12日

福井県知事 杉本 達治

福井県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

福井県自家用電気工作物保安規程(昭和46年福井県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 その保安についてこの規程の適用を受ける自家用電気工作物は、別表第1に掲げる自家用電気工作物とする。</p>		<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 その保安についてこの規程の適用を受ける自家用電気工作物は、別表第1に掲げる自家用電気工作物設置施設に設置されるものとする。</p>	
別表第1 (第2条関係)			
自家用電気工作物		自家用電気工作物設置施設	
名称	所在地	名称	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)
福井城址公園石垣照明(山里口御門～坤櫓)	(略)	福井城址公園石垣照明(山里口御門～坤櫓)	(略)
福井城址濠環境整備電気設備(北西)	福井市大手3丁目17番1号		
福井城址濠環境整備電気設備(南西)	福井市大手3丁目17番1号		
福井城址濠環境整備電気設備(南東)	福井市大手3丁目17番1号		

附 則

この訓令は、令和6年3月14日から施行する。